

「働き方改革関連法」説明会・セミナーのご案内

説明会・セミナーの概要

平成30年(2018年)6月29日に、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを盛り込んだ、「働き方改革関連法」が成立し、平成31年(2019年)4月1日より順次施行されます。

青森労働局と青森県働き方改革推進支援センターでは、「働き方改革関連法」の施行に向けた説明会及びセミナーを開催します。

〈主催〉青森労働局、青森県働き方改革推進支援センター

〈開催日程〉裏面をご覧ください。

〈参加費〉無料

〈対象〉企業の経営者、人事労務担当者等

〈申込方法〉裏面の申込用紙により、お申込みください。

〈その他〉駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

働き方改革関連法の主なポイント

○時間外労働の上限規制が導入されます！

・時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間が原則**となります。

・臨時的な特別な事情がある場合でも、**年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度**に設定する必要があります。

※企業規模や業種によって適用の時期等が異なります。

○年次有給休暇の確実な取得が必要です！

・使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える**必要があります。

○正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます！

・同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

〈お問い合わせ先〉



厚生労働省 青森労働局雇用環境・均等室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階

TEL 017-734-6651 FAX 017-734-6300

説明会・セミナー開催日程

〈働き方改革関連法説明会〉

開催日	会場名		所在地	定員	開催地	開催時間
11月19日(月)	アピオあおもり	イベントホール	青森市中央 3-17-1	234人	青森	13時30分から 15時30分
11月22日(木)	下北文化会館	大集会室	むつ市金谷 1-10-1	96人	むつ	13時30分から 15時30分
11月26日(月)	五所川原 中央公民館	大ホール	五所川原市字 一ツ谷504-1	240人	五所川原	13時30分から 15時30分
11月28日(水)	スポカルイン 黒石	大会議室	黒石市ぐみの木 3-65	150人	黒石	13時30分から 15時30分
12月3日(月)	弘前市総合 学習センター	多目的ホール	弘前市大字末広 4-10-1	340人	弘前	13時30分から 15時30分
12月5日(水)	八戸市総合 福祉会館	多目的ホール	八戸市根城 8-8-155	120人	八戸	13時30分から 15時30分
12月10日(月)	十和田生涯 学習センター	生涯学習 ホール	十和田市西三番 町2-1	135人	十和田	13時30分から 15時30分

〈働き方改革推進セミナー〉

政府の働き方改革実現会議構成員として「働き方改革実行計画」の作成に携わった東京大学の
水町勇一郎教授をお招きし、働き方改革推進セミナーを開催します。

日時:11月30日(金) 13:30~16:30 ホテル青森3階

定員:300人

特別講演:「働き方改革関連法のポイント

— 労働時間の上限規制と同一労働同一賃金を中心に —

講師:水町 勇一郎 氏 (東京大学社会科学研究所 教授)

〈お申し込みはこちらから〉 本紙にご記入いただき、そのままFAXによりお申込みください。

申込先:青森労働局雇用環境・均等室 FAX 017-734-6300

※申込が定員を超え、ご参加いただけない場合は、当局から連絡いたします。

働き方改革関連法説明会の参加希望 ※希望する地域を○で囲んでください。	青森・むつ・五所川原・黒石・弘前・八戸・十和田
働き方改革推進セミナーの参加希望 ※いずれかを○で囲んでください。	有・無
企業名	
参加者氏名	
連絡先電話番号	